

外来診療の負担軽減措置 終了 のお知らせ

令和 4 年 10 月から実施されていた
「2割負担の方への外来診療の負担軽減措置」は、
令和 7 年 9 月 30 日診療分をもって終了します。

終了日

令和 7 年 9 月 30 日(月)まで

対象となる方

後期高齢者医療制度の被保険者で

令和 4 年 10 月以降、自己負担割合が 1 割→2 割になった方

終了後の変更点

月ごとの外来負担増加額の上限が

3,000 円 → 最大 18,000 円に変更されます

※高額療養費制度の対象になる場合があります

お問い合わせ

後期高齢者医療制度担当窓口

津幡町役場 町民課

TEL:076-288-7959

受付時間:平日 8:30~17:15

公立河北中央病院